

令和6年度
労働行政のあらまし

高知労働局

高知労働局 web サイト及びソーシャルメディア

高知労働局ホームページ



<https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/home.html>

高知労働局公式YouTube



https://www.youtube.com/channel/UC4_BaBMJCGvTngtpcjZrkkQ

高知労働局公式Instagram



https://instagram.com/kochi_hellowork/

目次

賃金引上げの気運の醸成・年収の壁を意識せず働ける環境を作るための取組

P1

雇用環境・均等

P2-4

- 1 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 2 労働・就業環境の整備
- 3 女性の活躍推進等
- 4 仕事と家庭の両立支援対策の推進
- 5 総合的ハラスメント対策の推進
- 6 個別労働紛争の解決制度の推進

労働基準

P5-8

- 1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保
- 2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 3 最低賃金制度の適切な運営
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

職業安定・人材開発

P9-16

- 1 職業紹介業務の充実・強化
- 2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援
- 3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
- 4 女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進
- 5 キャリア形成の促進
- 6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進
- 7 労働力需給調整の状況

労働保険適用徴収

P17

労働保険適用徴収業務の取り組み

「働き方改革」の推進

P18

厚生労働大臣認定企業一覧

P19

高知労働局の組織

P20

賃金引上げの気運の醸成・年収の壁を意識せず働ける環境を作るための取組

関係機関・団体と連携し、賃金引上げの気運の醸成や年収の壁を意識せず働ける環境を作るための支援を実施する。

〈支援策〉

1 賃金引上げに係る支援

(1) 業務改善助成金

賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金について、一層積極的に周知及び利用勧奨することにより、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。

そのため、昨年度に引き続き関係機関と連携し、助成金説明会を開催する。

業務改善助成金	令和5年度	令和4年度
申請件数	239件	43件

(2) 賃金引上げ特設ページ

企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げを支援する。

(3) 「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。



経済団体、労働団体、行政機関が一体となって、パートナーシップ構築宣言の更なる推進と価格転嫁の促進を図るため、「取引先との共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の推進による円滑な価格転嫁を実現するための共同宣言」を行った。

取引先との共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の推進による円滑な価格転嫁を実現するための高知共同宣言（令和5年12月13日）

2 年収の壁・支援強化パッケージ

(1) 「106万円の壁」対応

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の周知や活用勧奨を実施する。そのため、昨年度に引き続き関係機関と連携し、助成金説明会を開催する。

(2) 「130万円の壁」対応

収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引続き被扶養者認定が可能となることについての周知を実施する。

(3) 配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表し支援を実施する。

3 関係機関・団体との連携

国・県・労使団体と連携し、支援策の周知等を実施する。



国、県、労使団体の代表者が一同に会して、賃金引上げの気運の醸成や年収の壁を意識せず働ける環境を作るための意見交換を行い、令和6年度の周知等の取組の方針が話し合われた。

高知県働き方改革推進会議（地方版政労使会議）の開催（令和6年2月19日）

1 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) パートタイム・有期雇用労働法の履行確保及び企業への支援

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、監督署と連携し、報告徴収を実施し、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけをすることや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

また、「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、社会保険労務士等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。

パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収	令和5年度	令和4年度
実施件数	192件	83件

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

無期転換申込権が発生する契約更新時の労働基準法に基づく労働条件明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図る。



バユちゃん
(パートタイム・有期雇用労働法キャラクター)



2 労働・就業環境の整備

(1) 働き方改革の着実な定着

管内企業における働き方改革の取組を推進させるために、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所が一体となって取り組む。

また、残業時間の削減、休日の確保、年次有給休暇を取得しやすい環境整備等の働き方を見直す取組を推進する。

さらに、「働き方・休み方コンサルタント」が、事業主の希望に応じて、個別に事業所を訪問し、労働時間などの設定改善に向けたアドバイスや各種資料提供を実施する。

(2) フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行が令和6年秋頃に予定されている。フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、引き続きフリーランスガイドラインの周知を図るとともに、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発及び履行確保を図る。

(3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

「高知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、働き方改革に取り組む中小企業等に対して、きめ細かな支援を行う。

3 女性の活躍推進等

令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改正がされたことにより、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図る。

特に男女の賃金差異は、募集・採用、配置・昇進・昇格、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、これらの男女差が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行を図る。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、特に非正規雇用労働者や外国人労働者についても正社員と同様にあってはならないことから、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導等を行う。

さらに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出義務のある常用労働者数101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図り、様々な機会を捉えて、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の取得促進を図る。

【えるぼし認定企業】 11社

【プラチナえるぼし認定企業】1社（内数）
（令和6年3月現在）



4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の周知等

令和5年4月1日より施行された1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年より施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図る。

あわせて、労働者の権利侵害を疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

また、男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組を支援するため、両立支援助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

(2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、策定・届出義務のある常用労働者が101人以上の事業主に対し届出等の徹底を図る。

また、様々な機会を捉えて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」について、認定の取得促進を図る。

【くるみん認定企業】 25社
【プラチナくるみん認定企業】3社（内数）
【プラチナくるみんプラス】1社（内数）
（令和6年3月現在）

(3) 不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図る。

不妊治療と仕事の両立については、社会の関心も高く、不妊治療を受けやすい職場環境の整備が求められていることから、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行う。

両立サポートハンドブック



5 総合的ハラスメント対策の推進

(1) 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により引き続き法の履行確保を図る。

労働施策総合推進法による報告請求	令和5年度	令和4年度
実施件数	99件	70件

(2) 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図る。

また、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

(3) カスタマーハラスメント対策等の推進

カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促す。



<パワーハラスメント>

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を害させるもの

<セクシュアルハラスメント>

職場において行われる性的な言動により、労働条件につき不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント>

妊娠、出産、育児、介護の制度及び措置の利用について不利益を受け、または職場環境を害させるもの

<事業主が雇用管理上講ずべき措置>

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）



6 個別労働紛争の解決制度の推進

(1) 総合労働相談の実施

県内5か所の総合労働相談コーナー（各監督署、労働局）において、労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応する。

(2) 助言・指導及びあっせんの実施

相談者の意向や紛争の実情等を踏まえて、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して適正かつ迅速に紛争の解決を促進する。

令和5年度状況

総合労働相談件数

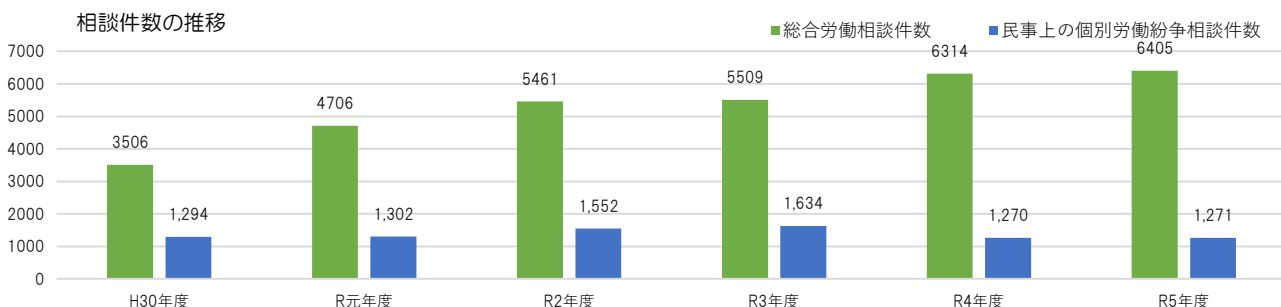
6,405件（前年度比 1.4%増）

うち、民事上の個別労働紛争相談件数

1,271件（同 0.1%増）

助言・指導申出件数 19件（同 26.9%減）

あっせん申請件数 10件（同 9.1%減）



1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保

(1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施する。

＜1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対する監督指導の実施状況＞

	令和5年度	令和4年度
実施件数	61件	70件
違反率	75.4%	77.1%



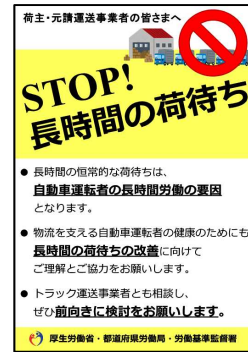
過労死等防止
啓発月間チラシ

② トラック運転者については、引き続き、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての要請と働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行う。さらに、改正改善基準告示を周知する。

③ 医師については、他の職種との業務分担など、高知県医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行う。

＜令和5年4月～令和6年3月の実績＞

説明会等実施 (参加事業場数)	70回 (1,371事業場)
--------------------	-------------------



長時間荷待ち
防止周知チラシ

(2) 中小企業・小規模事業者等に対する支援

高知県内の全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知や、時間外・休日労働協定届の作成方法の教示等を中心としたきめ細やかな支援を実施する。

(3) 建設事業、自動車運転の業務、医師等における労働時間短縮に向けた支援

建設事業、自動車運転の業務、医師に係る時間外労働の上限規制適用について、以下の取組を実施する。

また、これらの業種を含め、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進するなど、支援を実施する。

① 建設事業、自動車運転の業務については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であるため、引き続き、時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススム」等を活用し、周知を行う。

(4) 長時間労働につながる取引環境の見直し

監督指導等において把握した「しわ寄せ」に係る情報について、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省への通報を確実にし、「しわ寄せ」防止総合対策を推進する。

(5) 賃金引上げに向けた環境整備

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための稼働円滑化施策パッケージ」に基づき、賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。併せて、監督署において、企業が参考となる地域の平均的な賃金や好取組事例等の資料を提供し、賃金引上げへの支援等を行う。



賃金引き上げ
特設ページ

2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（1/2）

（1）高知労働局第14次労働災害防止計画の推進

○ 労働災害発生状況

令和5年の死亡災害は、前年から1人増加し8人となった。

令和5年の休業4日以上の労働災害（以下「休業災害」という）は、業務に起因する新型コロナウイルス感染症を除き横ばいの状況。

休業災害：926人 前年比15人減少（確定）

コロナ感染（外数）：333人

○ 高知労働局第14次労働災害防止計画

2023年度から2027年度までを取り組み期間とし、取り組みを進めるための事項をアウトプット指標として定め、①から⑨までの重点事項を中心とした取り組みを推進する。

（重点事項）

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策
- ④ 業種別の労働災害防止対策
（建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業）
- ⑤ 労働者の健康確保対策
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策
- ⑦ 交通労働災害防止対策
- ⑧ 外国人労働者に対する安全衛生対策
- ⑨ 個人事業者等に対する安全衛生対策

（2）「Safe Work KOCHI」労働災害防止の取り組み

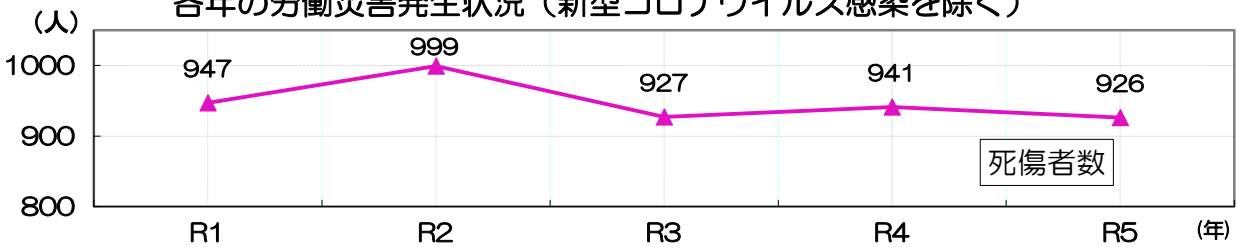
- 建設業をはじめとする労働災害防止団体、業界団体、各事業場等に対し、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに第14次労働災害防止計画の取り組みを周知し、自主的な労働災害防止の取り組みを要請する。
- 「ストップ熱中症クールワークキャンペーン」「全国安全週間(7月)及び労働衛生週間(10月)に係る準備説明会」、労働局長による「建設業、林業現場パトロール」等労働災害防止活動を実施するとともに、YouTubeや業界紙を通じて情報発信を行い事業場での自発的な安全衛生活動の取り組みを推進する。



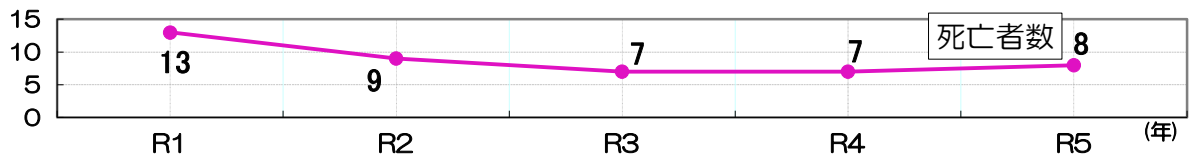
局長パトロールの様子



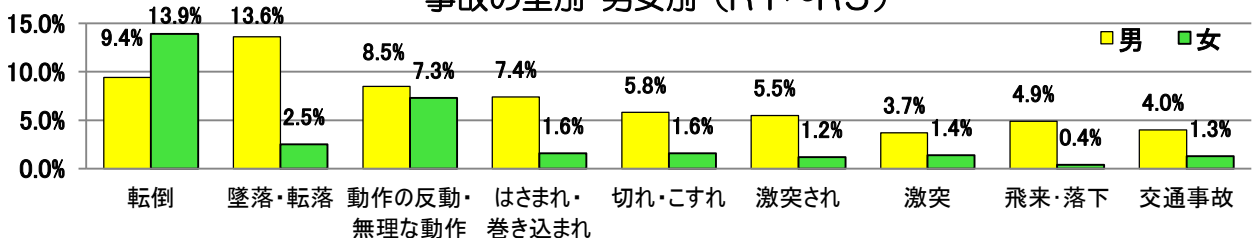
各年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染を除く）



各年の死亡災害発生状況



事故の型別-男女別（R1～R5）



2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備（2/2）

（3）事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

自主的な安全衛生活動を推進する事業場が社会的に評価されるよう、「SAFEコンソーシアム」「安全衛生優良企業公表制度」などに取り組む事業場を周知し、自社で安全衛生活動を推進する事業場を支援する。

（4）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

介護施設や小売業を中心に加齢とともに増加傾向となる「転倒」「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動に起因する労働災害を、設備面と労働者の体づくりの両面からの取組等を促進する。

（5）高齢労働者の労働災害防止対策の推進

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、個別指導や災害時監督を行った事業場や、全国安全週間・労働衛生週間をはじめとする各種会議やイベント等において、エイジフレンドリーガイドライン並びに補助金制度の周知を図る。

（6）業種別の労働災害防止対策の推進

【建設業】墜落・転落災害防止のための設備対策、はしご等の安全な使用、リスクアセスメントの実施等について促進を図る。

【製造業】はさまれ・巻き込まれ災害のおそれのある機械等を使用する事業者に対するリスクアセスメントの実施等について周知、導入促進を図る。

【林業】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の徹底を図る。

【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取り組みの徹底、促進を図る。

（7）労働者の健康確保対策の推進

過重労働、メンタル不調などによる健康障害防止対策の実施、定期健康診断における有所見率の改善、50人未満の労働者を使用する事業場における産業保健活動の促進、高知地域両立支援推進チームにおける治療と仕事の両立支援制度の周知及び促進を図る。

（8）化学物質等による健康障害防止対策の推進

・安全データシート等に基づくリスクアセスメント等の実施ほか新たな化学物質規制、建築物等の解体・改修作業に関する有資格者の調査の徹底等石綿ばく露防止対策について、対象事業場、事業主団体、災害防止団体等に対し、関係法令の周知、対策の徹底について指導等を実施する。

・熱中症予防対策として、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」及び熱中症予防対策の実施について周知を図る。

（9）交通労働災害防止対策の推進

高止まりが続いている交通事故による死亡災害を防止するため、全国安全週間、全国労働衛生週間をはじめ、あらゆる機会を通じ、交通労働災害防止の取り組みの防止を推進する。

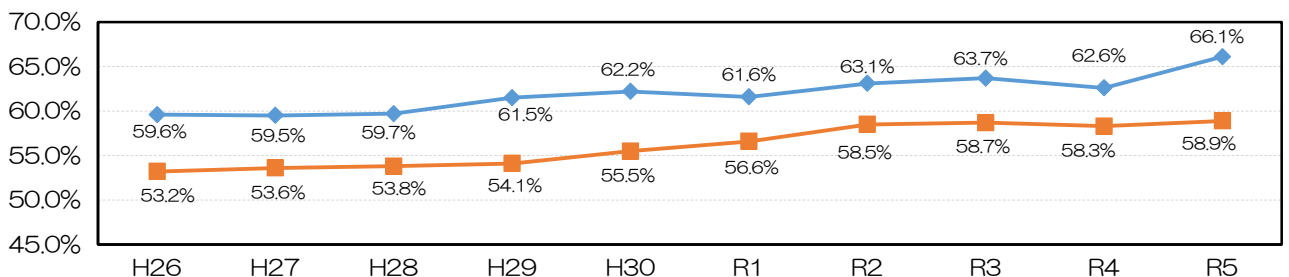
（10）外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

増加傾向にある外国人労働者を使用する事業場において、技能実習生をはじめとした外国人労働者が容易に理解できる母国語のテキスト等の使用による安全衛生教育を推進する。

（11）個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害防止対策について、請負人や労働者以外の個人事業主にも適用されることを、発注者、元請等に対し周知・啓発を図る。

定期健康診断における有所見率の推移



3 最低賃金制度の適切な運営

(1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組み企業への支援

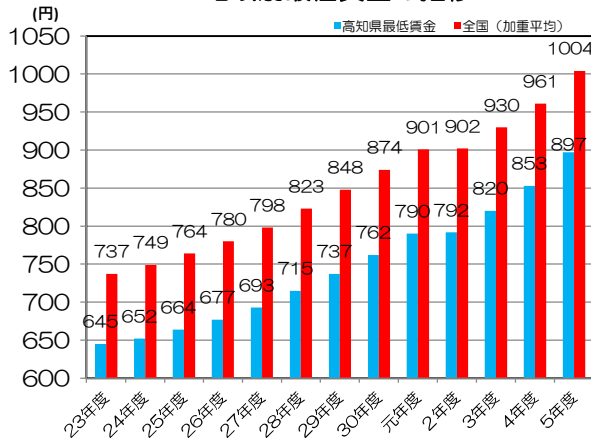
賃金引上げ及び生産性向上の支援である業務改善助成金を一層積極的に周知するとともに利用勧奨を行う。

(2) 最低賃金の周知及び履行確保

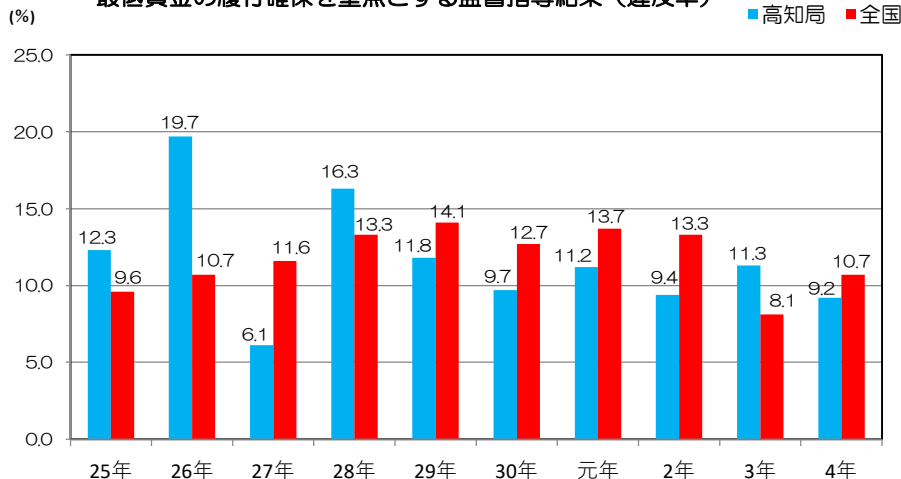
高知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。
最低賃金について、自治体や事業者団体への周知依頼及び説明会、監督指導等による最低賃金の履行確保を実施する。

時間額 897円 (44円引上げ)
(令和5年10月8日から)

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率)



確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働くすべての人と
働く人のためのルールです。



高知県 最低賃金

令和5年
10月8日
施行期

897円

44円
UP

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

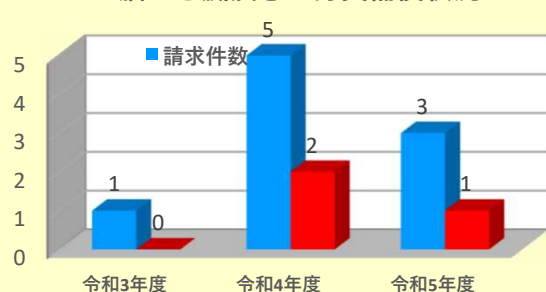


4 労災保険給付の迅速・適正な処理

(1) 脳・心臓疾患及び精神障害事案の迅速・適正な処理

脳・心臓疾患、精神障害など過労死等事案については、関係部署と連携を図りつつ、認定基準に基づいた効率的・効果的な調査を実施し、迅速かつ適正な処理を行う。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



(2) メンタルヘルス対策にかかる情報提供について

精神障害等に係る労災支給決定が行われた事業場、新たに精神事案に係る労災請求事案を発生させた事業場でメンタルヘルス対策の取り組みが不十分であると考えられる事業場について監督部署に情報提供を行う。

また、パワハラによる支給決定事案は雇用環境・均等室に情報提供を行う。

(3) 心理的負荷による精神障害の認定基準改正について

労災指定医療機関等の関係機関に対し説明会等の機会を捉えて周知を図る。

1 職業紹介業務の充実・強化（1/2）

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の一層の推進、情報発信の強化

求人者・求職者マイページ開設と利用を促進するとともに、オンライン職業相談の活用等、ハローワーク利用者の利便性向上のためのオンラインサービスを推進する。

SNS（Instagram）、YouTube・HPを活用したハローワークサービスの周知広報を積極的に行い、ハローワークの利用を促進する。

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

ハローワークの支援が必要な求職者への予約制・担当者制による職業相談のほか、職務経歴書等の添削・作成指導、面接対策など、きめ細かな支援を実施する。

求職者ニーズに応じて、就職氷河期世代支援窓口、人材確保コーナー、生涯現役支援窓口などの専門窓口への的確な誘導により、専門相談員による個別支援を実施し、マッチング機能の強化を図る。

(3) 求人者支援の充実

求職者にアピールできる魅力ある求人票とするため、積極的な事業所訪問等による求人者ニーズ等の情報収集・蓄積、応募しやすい求人条件の設定の助言、分かりやすく充実した記載内容となるよう、求人コンサルティングを実施する。

求人を充足させるため、職業相談窓口と連携し、収集した求人票以上の情報を活用し、適合する求職者への求人票の提供など能動的なマッチング支援を実施する。

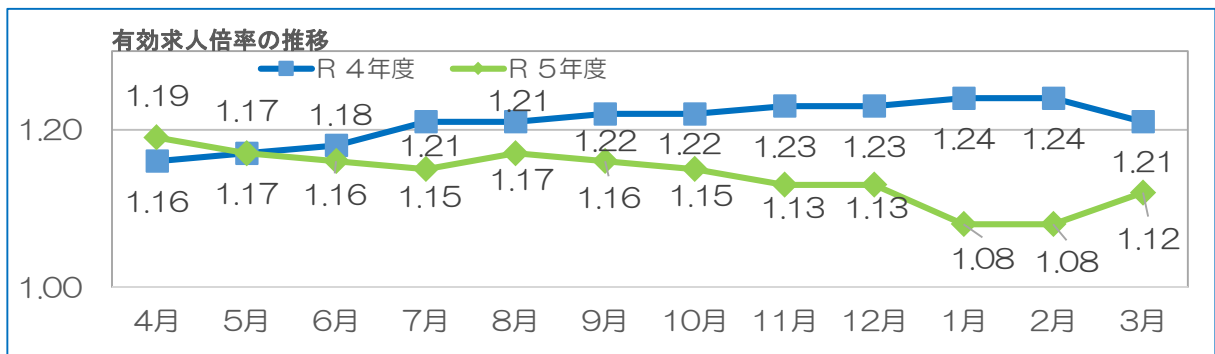
求人者・求職者マイページを活用した求人受理、職業相談・職業紹介業務を推進する。

また、面接会等の各種イベントについても積極的に開催する。

令和5年度 職業紹介業務取扱状況（4-3月）（全数）

	目標	実績値	達成率	前年度	前年対比
新規求職者数	32,329人	33,276人	102.9%	32,449人	2.5%
就職件数	11,440件	11,373件	99.4%	11,628件	▲2.2%
就職率(%)	35.4%	34.2%	▲1.2P	35.8%	▲1.6P
新規求人数	68,502人	65,713人	95.9%	69,408人	▲5.3%
充足数	11,280人	11,187人	99.2%	11,528人	▲3.0%
充足率(%)	16.5%	17.0%	0.5P	16.6%	0.4P

雇用保険受給者取扱状況（4-3月）	令和5年度	令和4年度	前年同期比
受給資格決定件数	8,754件	8,633件	1.4%
受給者実人員（月平均）	2,793人	2,621人	6.6%
就職件数	3,030件	2,972件	2.0%
早期再就職件数（2月末現在）	2,933件	2,675件	9.6%
再就職手当支給人員	2,644人	2,363人	11.9%



令和5年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値（4-3月）	進捗割合
就職件数	11,440 件以上	11,373 件	99.4%
求人充足数	11,280 件以上	11,187 件	99.2%
雇用保険受給者の早期再就職件数（2月末現在）	3,088 件以上	2,933 件	95.0%

1 職業紹介業務の充実・強化（2/2）

（4）人材不足分野への重点支援

医療、介護、保育、建設、運輸、警備等の雇用吸収力の高い分野については、ハローワーク高知に設置する「人材確保コーナー」を中心に、業界団体・地方公共団体等と連携したセミナーや施設見学会、面接会等を開催する。

また、各分野における求人者・求職者双方のニーズを踏まえたマッチング支援を行うとともに、積極的に求人充足に向けた条件緩和指導等、重点的な事業主支援サービスを展開する。

さらに、高知県内で人材不足が深刻な業界（宿泊業等）については、上記6分野に限らず事業主支援サービスを行う。



令和5年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	進捗割合
人材不足分野の 就職件数 (令和6年3月末現在)	3,146 件	3,215 件	102.2%

2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援（1/2）

（1）新規学卒者等への就職支援

①新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

各ハローワークにおいて、管内の高等学校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施する。

高知県及び高知県教育委員会との連携による就職面談会を実施し、生徒に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会を提供し就職を促進する。

②新規大学等卒業予定者に対する就職支援

「高知新卒応援ハローワーク」において、就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援するとともに、担当者制による個別支援を実施する。また、計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、職業意識啓発やセミナー等を実施する。

高知県・高知市との連携による合同就職面談会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会を提供し就職を促進する。

新規高等学校 卒業生 【令和6年3月末】	① 卒業者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率 (③/②)
令和6年3月卒	5,664人	767人	750人	1,883人	2.46倍	97.8%
前年同期比	▲2.3%	1.1%	0.1%	0.4%	▲0.01P	▲0.9P

新規大学 卒業生 【令和6年3月末】	① 卒業者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職決定者数	④ 求人数	⑤ 就職内定率 (③/②)
令和6年3月卒	1,915人	1,551人	1,454人	42,384人	93.7%
前年度比	6.9%	9.5%	9.2%	20.2%	▲0.2P

令和5年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数	1,252件以上	1,371件	109.5%

2 新規学卒者、非正規雇用労働者等への就職支援（2/2）

③ユースエール認定の促進

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定制度について、企業に対して認定の取得勧奨を積極的に行うとともに、新卒者を始めとする若者に対し、積極的な情報発信や重点的なマッチング等を実施する。

※高知県内のユースエール認定企業
11企業（令和6年3月末現在）

（2）若年者に対する就職支援（フリーター等への就職支援）

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者に対し、「わかもの支援コーナー・窓口」において、担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な「ユースエール認定企業」を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

長く続けたい！
ワークライフバランスを大切にしたい！
若者の育成に熱心！
子育てしやすい！

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です！！

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的に、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

<認定基準の一部>

- 前事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上または、年平均取得率70%以上 ※付与日数と取得日数の合計

<高知労働局ユースエール認定企業> (順不同)

（株）3D製作所 3D印刷製造・販売	タイム地研高知（株） 水産養殖製造	明治建設（有） 建設業
高大地産（株） 建設業	北条建設（株） 建設業	高島開発（株） 建設業
（株）技術加工 建設業	北条建設（株） 建設業	フナー化成（株） 建設業
植田産業（株） 建設業	YAMAGEN（株） 製造業（食品関連）	

若者雇用促進総合サイト

全国のユースエール認定企業をはじめとした、さまざまな企業の情報を検索できる総合サイトです。優秀企業との企業概要、雇用管理の状況、企業からのメッセージなどの企業情報や実際の就職活動に関する情報は、就職活動の助け・進めかたの参考になる情報がたくさんあります。 <http://www.koboken.go.jp/kyosei/yseel/>

高知労働局・ハローワーク

【わかもの支援コーナー（ハローワークジョブセンターほんまち）の支援状況】

	新規求職者 (34歳以下)	正社員 就職件数	就職率
令和5年度	362人	172件	47.5%
前年同期比	▲8.4%	2.4%	5.0P

【わかもの支援窓口（ハローワーク四万十・いの）の支援状況】

	新規求職者 (34歳以下)	正社員 就職件数	就職率
令和5年度	271人	132件	48.7%
前年同期比	▲16.6%	▲24.6%	▲5.1P

令和5年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値 (4-3月)
わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち正社員として就職した者の割合	65.0%	57.6%

3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代に対する「就職氷河期世代支援窓口」での集中的な支援

【目的】

就職氷河期世代の不安定就労者等に対する支援として、ハローワーク高知に専門窓口を設置し、生活設計から就職後の職場定着まで、専門担当者チーム制による伴走型支援を実施する。

【主な対象】

概ね35歳以上55歳以下で不安定な就労状態にある者等

【主な支援メニュー】

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 就職氷河期世代向け求人等を活用した職業紹介
- ・ 応募書類対策、面接対策
- ・ 就職後の職場定着支援
- ・ ハロートレーニング（公的職業訓練）へのあっせん
- ・ 就職氷河期世代職場実習・体験（インターン）による業種・職種理解促進
- ・ 各種セミナー、面接会等の実施 等
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の活用による正社員就職の推進

就職氷河期世代支援窓口

1人ひとりに寄り添い、就職ハサポートします！

就職氷河期世代（昭和43年4月2日以前生まれの1974年4月1日現在20歳以上の者）
正社員での就職を希望する一方で、以下のいずれかの要件に該当する方

- ① 臨時・短期就業を繰り返すなど不安定就労期間が長い方、就労経験がない方、
- ② 正社員としての就業経験が少ない方 等

担当者制による個別支援

就職活動に関する相談・職業紹介履歴書・職務経歴書の作成指導
個別面接練習、求人情報等の提供等

- ① 各種セミナー等の実施
- ② 各種面接会等の参加案内
- ③ 職場実習・体験・見学の実施
- ④ 職業適性診断の実施（キャリアインサイトを活用）
- ⑤ 公的職業訓練（ハロートレーニング）の情報提供
- ⑥ オンライン職業相談（利用規約参照：HPに掲載）

支援メニュー

ハローワーク高知 職業紹介第一部門
就職氷河期世代支援窓口

〒781-8560
高知市高知中央2-2-536-6
TEL 089-876-5321

受付時間
8:30-17:15
(月-金)

令和5年度 ハローワーク評価	年度目標	実績値	進捗割合
就職氷河期世代の正社員就職件数	782件以上	853件	109.1%

4 女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進（1/2）

(1) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

①母子家庭の母等の雇用対策の推進

各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護・児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、各ハローワークにおいて就職支援を実施する。

県内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和5年度	1,339人	520件	38.8%
前年度比	▲9.6%	▲10.8%	▲0.6P

マザーズコーナーの個別担当者制による支援状況【令和5年度の取組状況】

対象者目標数	対象者実績	達成率	就職目標数	就職実績	達成率
367人	367人	100%	350件	355件	101.4%

令和5年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	目標に対する実績値
マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	95.1%以上	96.5%	1.4P

②女性のライフステージに対応した活躍支援

ハローワーク高知にマザーズコーナーを設置し、個別担当者制によるきめ細かな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人確保等を推進する。



(2) 高齢者の就労推進

①高齢者雇用確保措置の状況

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年の引上げや継続雇用制度の導入に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を実施する。

※65歳までの雇用確保実施企業の割合 100%（前年比+0.1P）

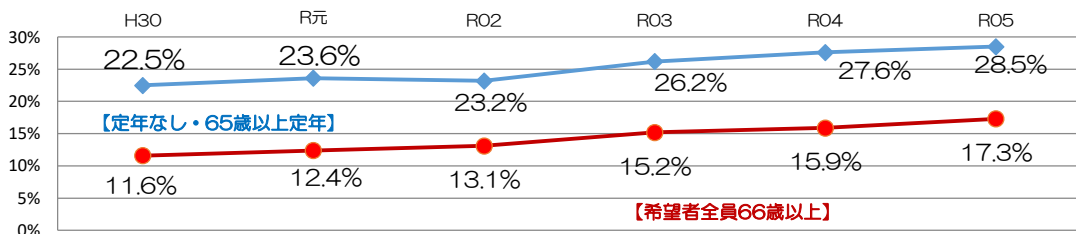
②高齢者の再就職支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク高知及びハローワーク四万十に設置する「生涯現役支援窓口」を中心として、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を実施する。

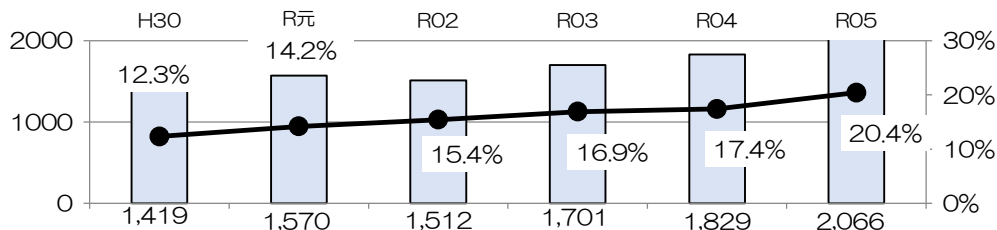
③高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施する。

高齢者雇用確保措置の状況



「60歳上の就職件数」及び「全年齢に占める60歳以上の割合」（常用）



令和5年度 ハローワーク評価	目標数	実績値	進捗割合
生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	213件以上	402件	188.7%

4 女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の活躍促進 (2/2)

(3) 障害者の就労促進

①企業に対する指導・支援

令和5年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率2.51%、法定雇用率達成企業割合63.6%（同1.3P増加）。

今後、法定雇用率の段階的引き上げ（令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%）、除外率引き下げ（令和7年4月に10ポイント）が予定されている。

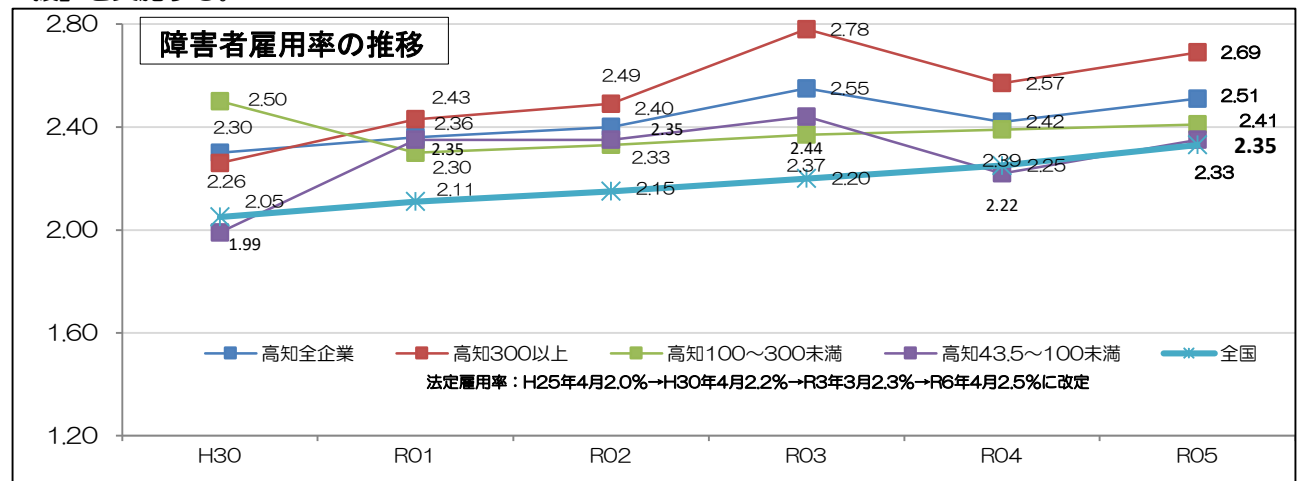
障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業に対し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の雇用支援を関係機関との連携体制により行う「企業向けチーム支援」を実施する。

②障害者に対する支援

多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施する。

③公務部門における障害者の雇用促進

法定雇用率達成に向けた計画的な採用のため、啓発・助言・訪問指導等を行い障害者雇用に関する理解の促進を図る。



	新規求職者数	就職件数	チーム支援(令和5年4~3月)	
			対象者数	就職件数
令和5年4~3月	1,434人	724件	395人	183件
前年度比	7.4%	6.5%	△19.4%	△11.2%

令和5年度 ハローワーク評価	目標数	実績値 (4-3月)	進捗割合
障害者の就職件数	680件以上	724件	106.5%

(4) 外国人に対する就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

①外国人留学生、定住外国人に対する相談支援の実施

各ハローワークにおけるきめ細かな職業相談等により就職を支援する。

②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言援助等の実施

労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況届出制度の履行徹底を図るとともに、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業主向けの雇用管理セミナーの実施や、事業所訪問を計画的・機動的に実施する。

また、外国人労働者問題啓発月間（6月）において、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に実施する。

外国人に対する県内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和5年度	156人	35件	22.4%
前年度比	▲1.2%	▲23.9%	▲6.7P

※高知県内の外国人労働者数4,510人（令和5年10月末現在）

5 キャリア形成の促進

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成/リ・スキリング推進事業等を実施し、高知市内に「キャリア形成/リ・スキリング支援センター」を、ハローワークに「キャリア形成/リ・スキリング支援コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。

また、企業における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、労働者の職業能力の向上や企業の生産性の向上に資するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」の積極的な活用勧奨に取り組む。

【人材開発支援助成金計画届受理件数】（令和6年3月末日現在）

◇人への投資促進コース

- ・高度デジタル人材訓練 1件（4人）
- ・定額制訓練 10件（442人）

◇事業展開等リスキリング支援コース

32件（98人）

(2) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施する。

キャリアアップ助成金支給決定状況 令和6年3月末日現在

	計画受理件数	支給決定件数
正社員化コース	139件	93件
社会保険適用時処遇改善コース	34件	0件

(3) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

高知県や関係機関と緊密な連携を図るとともに、「高知県地域職業能力開発促進協議会」において、地域のニーズに対応した訓練計画を策定する。

また、「高知県地域職業能力開発促進協議会」を活用し、労働者の学び直し支援である教育訓練給付の地域ニーズを把握し、利用拡大のため周知広報を行う。

公的職業訓練における受講申込状況

（4月～3月）	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和5年度	813人	241人	1,054人
対前年度比	▲3.5%	2.5%	▲2.2%

公的職業訓練終了後の就職状況

（4月～3月）	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和5年度	327人	116人	443人
対前年度比	▲13.8%	27.4%	5.8%

(4) ハロートレーニング（公的職業訓練）による能力開発及び就職支援

① ハロートレーニングへの適切な受講あっせん

職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施する。

② 職業訓練受講者に対するきめ細かな支援による早期就職の実現

職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職内定が見込まれない者については、修了後もハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施する。

③ 求職者支援制度による再就職支援

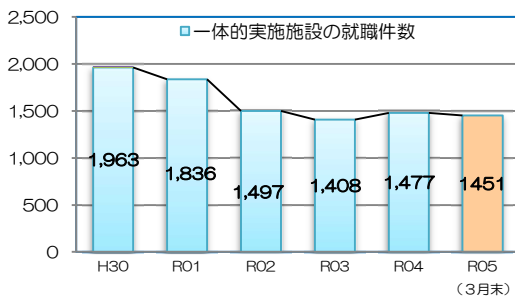
雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を支援するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進する。

6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（1/2）

地方公共団体（高知県等）との雇用対策協定やハローワークと基礎自治体との連携を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいる。

（1）地方公共団体との雇用対策協定や一体的実施事業の展開

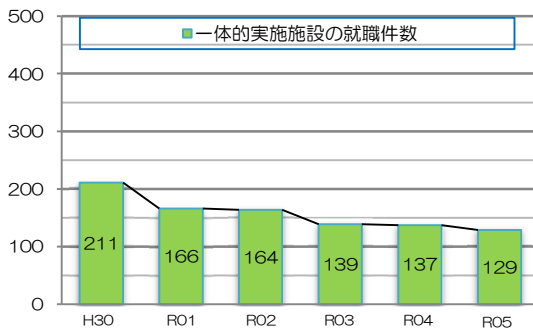
基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置し、完全予約制・担当者制で国の職員が対応、生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開する。



【一般求職者対応型（高知県）】

- ・ジョブセンターほんまち
開庁延長（月・木）10：00～19：00
土曜開庁（第2・4）10：00～17：00
- ・若者相談コーナー（ジョブカフェ併設）
平日 10：00～18：00

【生活保護受給者等対応型（高知市）】



令和5年度 ハローワーク評価	目標	実績値
生保事業の支援を受けて就職した者の就職率	64.6%以上	65.7%

（2）地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

ハローワーク（6所）と自治体（市町村）

地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携を図る。

就職面接会等の共同開催

（地域の業界団体等とも連携）

- 就職面接会（若年者、高齢者、障害者）
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援（チーム支援）



求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワークの求人情報を提供する。

- 〔高知県・高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市〕
〔津野町・四万十町・県立技術学校（高知・中村）〕

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当制による個別支援や定期的な巡回相談などを実施する。

高知県内の雇用対策協定の締結状況

『高知県雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝高知県（H26.7）

『高知市雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝高知市（R3.11）

『四万十市雇用対策協定運営協議会』

- ・高知労働局＝四万十市（R4.10）

（3）U・I・Jターン就職の促進

県内へのU・I・Jターンを支援するため、必要に応じ地方公共団体やU・I・Jターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。

また、早期再就職支援等助成金（UIJターンコース）等の事業主向け支援制度の活用による再就職を支援する。

6 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進（2/2）

（4）地域の雇用開発促進

地域雇用開発助成金は、下記の地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支援を行っている。

- ① 令和4年9月1日付けで地域雇用開発促進法第5条第5項の規定に基く「高知県中部地域雇用開発計画」の同意(同意雇用開発促進地域)

同意雇用開発促進地域(1)

- ・ 指定期間
令和4年9月1日～令和7年8月31日(3年間)

・ 指定地域

ハローワークいの（土佐市、いの町、日高村）

ハローワーク須崎（須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町）

同意雇用開発促進地域(2)

- ・ 指定期間
令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)

・ 指定地域

香美出張所（香南市、香美市）

- ② 雇用保険法施行規則第112条第2項 第1号イ(2)に基づく指定(過疎等雇用改善地域)

- ・ 指定期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ・ 指定地域：室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧幡多郡西土佐村の区域）、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、いの町、大月町、三原村、黒潮町

- ③ 地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例

- ④ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 寄附事業主に対する特例

地域雇用開発助成金計画届受理・支給決定状況

令和6年3月末現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画届受理件数	2件	9件	2件	0件
計画完了後初回支給決定件数	0件	3件	5件	1件
対象労働者数	0人	27人	17人	5人

7 労働力需給調整の状況

1 労働者派遣事業

管内の派遣事業所は105所であり、うち2所は特定地域づくり事業協同組合労働者派遣事業である。特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減に直面しており、人材確保に特に支援が必要な地域として知事が判断すると、市町村や国の財政支援が受けられることから、上記、2所の他12地域ほどが設立認可を検討している。認定されると、労働者派遣事業の届出も必要となることから、今後、派遣事業所数の増加が見込まれる。

2 職業紹介事業

管内の有料職業紹介事業所は50所、無料職業紹介事業所は16所、特別の法人無料職業紹介事業所24所、特定地方公共団体無料職業紹介事業所33所であり、労働者派遣事業と兼業している事業所が22所ある。

3 募集情報等提供事業

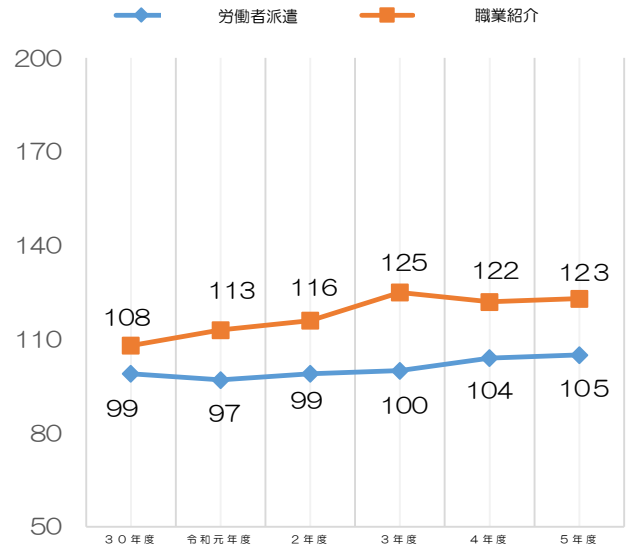
職業安定法の改正により令和4年10月1日から、募集情報等提供事業者のうち労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供を行う事業者については、特定募集情報等提供事業の届出をする必要がある。管内で届出のあった事業所は、6所である。

4 同一労働同一賃金の順守の徹底

監督署による定期監督において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、派遣労働者の待遇等の状況について監督署から提供された情報に基づき、指導監督を行う。

民間人材ビジネスの動向および指導監督の実施状況

事業所数の推移（高知局管内）



(注) 平成27年改正労働者派遣法により、全ての労働者派遣事業が平成30年9月30日から許可制に一本化された。(経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能であった。)

個別指導監督（令和5年4月～令和6年3月末実績）

	実施事業所数		是正指導率
	実績	前年度比	
労働者派遣事業	109所	145.3%	53.2%
職業紹介事業	30所	75.0%	80.0%

労働保険適用徴収業務の取り組み

1 電子申請の利用促進

様々な機会を通じ、電子申請の周知・指導の推進
電子申請体験コーナーを設置し、積極的に活用する。また、年度更新手続きにおいて、前回紙媒体で申告した事業場等に対して周知を行うなど効果的な利用勧奨に努める。

主要手続きにおける電子申請件数（R6年3月末）

	手続件数	うち電子申請件数	電子申請利用率
3年度	15,794件	1,596件	10.1%
4年度	15,787件	1,827件	11.6%
5年度	15,682件	2,582件	16.5%
6年度	目標：前年度件数以上		

2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和2年度から「新高知労働局労働保険適用促進5か年計画」に基づき推進

①未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、労働局・監督署・安定所、関係行政機関等と連携した未手続事業一掃対策を実施する。また、度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主には、職権成立の措置を講じる。

②労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

未手続事業一掃対策の推進状況（R6年3月末）

	成立目標件数(年間)	成立件数	進捗率
3年度	312件	341件	109.29%
4年度	312件	379件	121.47%
5年度	312件	366件	117.30%
6年度	成立目標件数：312件以上		

3 労働保険料等の適正徴収

適正な申告納付の周知及び実行ある滞納整理の実施

労働保険年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正徴収に努める。

未納保険料について、効率的かつ効果的な滞納整理を実施する。

労働保険事務組合への委託状況（令和5年度末）

適用事業場数 21,765事業場 事務組合数 94組合	
個別事業場 13,416(61.64%)	委託事業場 8,349(38.36%)

労働保険料徴収決定及び収納状況（R6年2月末）

	徴収決定額	収納済み額	収納率	全国平均
3年度	100億12百万円	99億12百万円	99.00%	98.97%
4年度	115億9百万円	114億5百万円	99.10%	99.12%
5年度2月末	142億64百万円	140億70百万円	98.64%	98.38%
6年度	目標：収納率全国平均以上			

「働き方改革」の推進

高知県においては、新型コロナウイルス感染が5類に移行後、経済活動がコロナ前に近づいているが、少子・高齢化や若者の県外流出等による人口減少が続いており、県内各企業では、人材の確保が重要な課題となっている。

人材を確保するためには、県内各企業が、若者をはじめ働く方にとって魅力ある職場づくりを進める必要があり、このためには、高知県下において「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進し、働き方改革に取り組む企業を増やしていく必要がある。

令和6年度においては、「魅力ある職場づくり」を推進するとともに、賃金引上げの気運の醸成や年収の壁を意識せず働ける環境を作るため、注力して取り組みます。

【『高知県働き方改革推進会議（地方版政労使会議）』による取組み】

高知県働き方改革推進会議は、県内各地で働き方改革推進の機運を醸成するため、「定住の決め手は良質な正社員雇用の確保、創出」という観点から、労働局、経済産業局、県、労使団体、金融機関の代表者が一堂に会して意見を交換し、課題解決のための共通認識を得るとともに、国、県の雇用対策と労使の自主的な取組みに反映させることを目的としています。

令和6年2月19日に第9回高知県働き方改革推進会議を開催し、「令和6年度における高知県の働き方改革取組方針」として、以下の事項について取り組むとしました。

- 1 第9回高知県働き方改革推進会議（令和6年2月19日開催）における確認事項（※）で定めた「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」のための各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員はその取組を積極的に協力することとする。
- 2 県内の企業、とりわけ中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し、働き方改革に取り組むことができるように、これまでの活動を継続しつつ、人手不足の解消に向けた取組、生産性向上等による賃上げの支援を行う。
- 3 人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするため、「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定）の周知、取組を支援する。
- 4 取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会において策定された「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）について周知を行う。

※確認事項 ①高知県内の年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上②正社員求人確保し、正社員就職・正社員転換を図る。「ユースエール認定企業」として、令和5年1月から令和7年12月までの期間に10社以上の新規認定。③令和7年までに「えるぼし認定企業」を10社以上、「プラチナえるぼし認定企業」を1社以上。④男性の育児休業取得率を令和7年までに50%以上。

【金融機関との「包括連携協定」による取組み】

高知労働局は、四国銀行及び高知銀行と緊密に連携して、高知県内の労働者の働き方改革・地域振興等を推進するため「働き方改革にかかる包括連携協定」を締結しています。

労働者の処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の企業等と密接に関わっている四国銀行及び高知銀行と連携・協力して、高知県における働き方改革、労働生産性向上に向けた取組みが進むための後押しを行います。

【「高知働き方改革推進支援センター」（委託事業）を通しての取組み】

中小企業・小規模事業者等を中心に、働き方改革を推進するための相談支援等を総合的に行います（相談無料、秘密厳守）。

厚生労働大臣認定企業一覧

(令和6年3月31日現在)

えるぼし認定 (女性の活躍促進のための取組が優良な企業)


プラチナえるぼし (えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組が特に優良である企業)

	(学)平成学園 幼稚園
---	----------------

えるぼし (3つ星:実績にかかる基準のうち5つの項目を全て満たしている)

	(学)平成学園 幼稚園	(株)高知銀行 銀行	(株)あさの 食料品製造業	(株)Yell Pharmacy 医薬品小売業
	(株)西日本セイムス 医薬品・化粧品小売業	(株)幸 老人福祉・介護事業	(株)SHIFT PLUS 情報通信業	高知空港ビル(株) 小売業


えるぼし (2つ星:実績にかかる基準のうち3つ又は4つの項目を満たしている)

	(株)四国銀行 銀行	高知信用金庫 中小企業等金融業	高陽開発(株) 建設業
---	---------------	--------------------	----------------


くるみん認定 (仕事と子育ての両立支援に取り組んでいる企業)

プラチナくるみんプラス

























(プラチナくるみん認定企業のうち、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境の整備にも取り組む企業)

	(株)四国銀行 銀行
---	---------------


プラチナくるみん (くるみん認定又はトライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業)

	(株)高知銀行 銀行	(株)インターナカツ 小売業	(株)四国銀行 銀行
---	---------------	-------------------	---------------

くるみん

	(株)四国銀行 銀行		(株)高知銀行 銀行		(株)インターナカツ 小売業
	(社医)仁生会 病院		(株)ウイル 小売業		(株)高南メディカル 配達飲食サービス業
	(医)仁栄会 病院		(株)山崎技研 機械製造業		(株)サンシャインチェーン本部 小売業
	新進建設(株) 建設業		国立大学法人高知大学 高等教育機関		(医)旦龍会 病院
	土佐清水食品(株) 食料品製造業		(社)尽心会 障害者福祉事業		(社)CIJ福祉会 老人福祉・介護事業
	(医)尚志会 病院		(学)平成学園 幼稚園		(医)恕泉会 病院
	(医)治久会 病院		(有)まつだ寝具店 卸売業		福原建設(株) 建設業
	井上石灰工業(株) 土石製品製造業		幡多信用金庫 中小企業等金融業		明星産商(株) 医薬品・化粧品等の製造販売業
	(株)西日本セイムス 医薬品・化粧品小売業				

ユースエール認定 (若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業)

	(株)ミロク製作所 銃関連製品製造・販売業	タイム技研高知(株) 水関連制御部品製造業	高大建設(株) 建設業	金星製紙(株) 不織布製造業	高陽開発(株) 建設業
	(株)技研施工 建設業	湯浅建設(株) 建設業	フソー化成(株) 印刷業	植田興業(株) 建設業	明治建設(有) 建設業
	YAMAKIN(株) 製造業 (大阪労働局認定)				

もにす認定 (障害者雇用に関する取組が優良な中小企業)

	エフピコダックス(株) プラスチック製品製造業	タイム技研高知(株) 水関連制御部品製造業	(株)SHIFT PLUS 情報サービス業
---	----------------------------	--------------------------	--------------------------

高知労働局の組織

高知労働局

〒781-9548 高知市南金田1番39号

総務部

総務課 ☎ 088 (885) 6021

労働保険徴収室 ☎ 088 (885) 6026

雇用環境・均等室 ☎ 088 (885) 6041

労働基準部

監督課 ☎ 088 (885) 6022

健康安全課 ☎ 088 (885) 6023

賃金室 ☎ 088 (885) 6024

労災補償課 ☎ 088 (885) 6025

労災補償課分室 ☎ 088 (880) 1181

職業安定部

職業安定課 ☎ 088 (885) 6051

職業対策課 ☎ 088 (885) 6052

訓練課 ☎ 088 (888) 6600

助成金センター ☎ 088 (878) 5328 (ハローワーク高知内)

労働基準監督署

高知労働基準監督署 ☎ 088(885)6031

須崎労働基準監督署 ☎ 0889(42)1866

四万十労働基準監督署 ☎ 0880(35)3148

安芸労働基準監督署 ☎ 0887(35)2128

公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワーク高知 ☎ 088(878)5320

ハローワーク香美 ☎ 0887(53)4171

ハローワーク須崎 ☎ 0889(42)2566

ハローワーク四万十 ☎ 0880(34)1155

ハローワーク安芸 ☎ 0887(34)2111

ハローワークいの ☎ 088(893)1225

高知公共職業安定所（ハローワーク高知）の附属施設

ハローワークジョブセンターほんまち

職業紹介コーナー ☎ 088(826)8870

わかもの支援コーナー ☎ 088(826)8870

高知家女性しごと応援室相談コーナー（高知県）

高知新卒応援ハローワーク（ハローワーク高知 学卒コーナー） ☎ 088(878)5342

若者相談コーナー（ジョブカフェこうち 3階） ☎ 088(802)2076

高知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所[ハローワーク]の案内図



※色分けされているのは労働基準監督署の管轄です。
赤の境界線内が公共職業安定所（ハローワーク）の管轄です。

総合労働相談窓口

「総合労働相談コーナー」

- 高知労働局総合労働相談コーナー（高知労働局雇用環境・均等室内）
- 高知総合労働相談コーナー（高知労働基準監督署内）
- 須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内）
- 四万十総合労働相談コーナー（四万十労働基準監督署内）
- 安芸総合労働相談コーナー（安芸労働基準監督署内）

- ☎ 088(885)6027
- ☎ 088(885)6010
- ☎ 0889(42)1866
- ☎ 0880(35)3148
- ☎ 0887(35)2128